

障害児福祉計画及び障害福祉計画に係る成果目標対照表

第1期新宿区障害児福祉計画	第2期新宿区障害児福祉計画	備考
<p>目標1 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>目標1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等（素案 P 157）</p>	<p>国の指針に基づき修正</p>
<p>【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】</p>	<p>【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】</p>	
<p>(1) 児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。</p>	<p>(1) 児童発達支援センターと同じ機能を有している区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。</p>	
<p>(2) 子ども総合センターで平成28年度から保育所等訪問支援を開始しています。今後は利用促進に向け、周知に努めます。</p>	<p>(2) 子ども総合センターをはじめ、区内の事業所と連携し、引き続き安定的な利用促進に向け、周知に努めます。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>
<p>【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】</p>	<p>【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】</p>	
<p>(3) 平成32年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも1カ所以上確保します。</p>	<p>(3) 令和5年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に3カ所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、積極的に働きかけを推進していきます。</p>	<p>国の指針に基づき目標設定</p>
<p>【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】</p>	<p>【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】</p>	
<p>(4) 既存の協議会等を活用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場とできるよう、検討を行います。</p>	<p>(4) 平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、同連絡会に令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。</p>	<p>国の指針に基づき文言追加</p>

第5期新宿区障害福祉計画	第6期新宿区障害福祉計画	備考
<p>目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>	<p>目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行（素案 P 159）</p>	
<p>【地域生活移行者の増加】</p>	<p>【地域生活移行者の増加】</p>	
<p>(1) 第4期障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域移行へのニーズ等を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を10名（4.7%）以上とします。</p>	<p>第5期障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数を5名（3%）以上とします。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>
<p>【施設入所者の削減】</p>	<p>【施設入所者の削減】</p>	
<p>(2) 平成32年度末の施設入所者総数については、第4期障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者総数の210名を超えないことを目標とします。</p>	<p>令和5年度末の施設入所者総数については、第5期障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者総数の208名を超えないことを目標とします。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>
<p>目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（素案 P 160）</p>	
<p>保健・医療・福祉関係者の協議の場として、新宿区精神保健福祉連絡協議会を位置づけ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行っていきます。</p>	<p>平成30年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として位置づけた「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。</p>	<p>実態に合わせ修正</p>
<p>目標4 地域生活支援拠点の整備</p>	<p>目標4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（素案 P 161）</p>	<p>国の指針に基づき修正</p>
<p>平成29年度中に構築した地域生活支援体制の充実を図っていきます。</p>	<p>平成29年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において運用状況を検討し、障害者施策推進協議会において運用状況を検証します。</p>	<p>国の指針に基づき修正</p>

第5期新宿区障害福祉計画	第6期新宿区障害福祉計画	備考
目標5 障害者就労支援施設等から一般就労への移行等 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】	目標5 福祉施設 から一般就労への移行等（素案 P 162・163） 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】	国の指針に基づき修正
(1) 平成32年度までに区内就労支援事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における一般就労者数を年間40名以上とします。	(1) 令和5年度中に区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における一般就労者数を年間 26名以上 とします。 （※「景気の低迷等、社会情勢が見通せない状況においても、国の指針に向けて推進する」旨の注釈を追記。以下同様）	国の指針に基づき目標設定
(なし)	(2) 令和5年度中に区内の就労移行支援事業所における一般就労者数を年間 20名以上 とします。	国の指針に基づき目標設定
(なし)	(3) 令和5年度中に区内の就労継続A型事業所における一般就労者数を年間 1名以上 とします。	国の指針に基づき目標設定
(なし)	(4) 令和5年度中に区内の就労継続B型事業所における一般就労者数を年間 5名以上 とします。	国の指針に基づき目標設定
(2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を84名以上とします。	(なし)	国の指針に基づき目標削除
(3) 就労移行率が3割（30%）以上の区内の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割（50%）以上とすることをめざします。	(なし)	国の指針に基づき目標削除
【職場定着率の増加】	【職場定着率の増加】	
(4) 区内就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とします。	(5) 令和5年度中に区内の就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者を7割程度とします。	国の指針に基づき目標設定
(なし)	(6) 区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。	国の指針に基づき目標設定
(なし)	目標6 相談支援体制の充実・強化等（素案 P 163）	国の指針に基づき追加
(なし)	(1) それぞれの専門性をもつ3カ所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。	国の指針に基づき追加
(なし)	(2) 基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者の人材育成支援を実施しています。	国の指針に基づき追加
(なし)	目標7 障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築（素案 P 163）	国の指針に基づき追加
(なし)	令和5年度末までに、区内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るための取組みに係る体制を構築します。	国の指針に基づき追加